

鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に宿泊施設を有する宿泊事業者(旅館業法(昭和22年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、社会福祉施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。以下「県内宿泊事業者」という。)が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や新たな需要に対応するための取組に係る経費を支援し、もって県内宿泊事業者の感染防止対策の推進及び安定した事業継続を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局(以下「事務局」という。)は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事務局が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、それぞれ様式第4号、様式第5号及び様式第6号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。ただし、募集期間を定めたものについては、募集期間終了後30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(事業の中止又は事業内容の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止する場合又は事業内容を変更(補助金額の増額及び事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更に限る。)する場合は、あらかじめ事務局へその旨を申請し、承認を得なければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合にあつては、その事由が発生した日から30日を経過する日又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書を提出しなければならない。

ただし、補助事業の完了が困難であると回答した補助事業者については、令和4年2月28日までに、様式第7号による実績報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第4号、様式5号及び様式第7号(別紙1)によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具について、承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月31日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	(1) 感染防止対策事業	(2) 前向き投資支援事業	(3) 令和3年7月豪雨復旧事業
2 事業実施主体	<p>宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する宿泊許可を受けた者をいう。ただし、社会福祉施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）</p> <p>※住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に根拠を有する民泊は対象外</p>		
3 補助対象経費	<p>宿泊事業者が感染拡大予防ガイドラインその他県が設定する基準等に対応するために実施する感染拡大防止のための設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染防止策に係る検証等に要する経費で、別記1に掲げる経費。</p> <p>※購入・リースとも対象</p>	<p>宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組に要する経費で、別記2に掲げる経費。ただし、従業員に係る人件費、旅費など経常的経費は対象としない。</p> <p>※購入・リースとも対象</p>	<p>令和3年7月豪雨（2021年7月7日以降梅雨前線の停滞がもたらした集中豪雨）により施設に被害が出た場合で事業継続に必要な経費で、別記3に掲げる経費。</p> <p>※購入・リースとも対象</p>
4 補助率	3 / 4		3 / 4
5 補助上限額	<p>1 施設当たりの客室数に応じた上限額は次のとおりとする。</p> <p>客室数 1～9室：2,000千円 10～29室：3,000千円 30～49室：5,000千円 50室～：7,500千円</p>		同左

※補助対象経費の適用期間は、令和2年5月14日から令和4年1月31日までとする。

ただし、地域観光事業支援「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」事故繰越手続きについて（令和4年1月20日付観光庁事務連絡）による照会に対して、令和3年度内に事業完了が困難であると回答した宿泊事業者に対しては補助対象経費の適用期間を令和2年5月14日から令和4年2月28日までとする。

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額、振込手数料を除く。

また、代金の支払いのうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いをした部分を除く。

別記1（補助対象経費の詳細（感染防止対策事業））

補助事業	区分	内容
(1) 感染拡大防止対策事業	設備・機器	サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、CO2濃度測定器、仕切用のアクリル板、シート、フィルム、その他衛生用品以外の物品を購入する経費 ※設置費含む
	必需品	必需品（マスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ガーゼ、手洗用洗剤、ゴム手袋、使い捨て食器）を購入する経費
	施設改修費	手洗い場設置・改修、換気設備設置・改修
	委託費	換気扇の点検・クリーニング
	その他	真に必要な経費

別記2（補助対象経費の詳細（前向き投資支援事業））

補助事業	区分	費目	内容
(2) 前向き投資支援事業	F S 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築又は事業実施方法転換等への助言を外務専門家へ依頼する経費
	商品開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
		原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
		技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
		外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング、事業実施方法の転換等を外部に依頼するために必要な経費
		開発費	新商品（役務）開発、事業実施転換検討を自社で行う経費
	イベント・プロモーション費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
		保険料	展示品等への保険に要する経費（イベント参加保険料含む）
		広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
	共通経費	旅費交通費	外部専門家等の移動に要する経費
		会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
	施設改修費		<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーションスペースを用意するための改修に必要な経費 ・非接触チェックインシステム導入（購入、設営、改修等）に係る経費 ・テレビ会議システム等の導入（購入、設営、設定等の名称にかかわらずシステムの利用開始当初に必要な事項）に要する経費
	機器導入費		機械器具導入に係る経費（WiFi設備など備品購入費含む）
	その他の費用		新たな需要に対応するための取組に必要な費用

別記3（補助対象経費の詳細（豪雨復旧事業））

補助事業	区分	内容
(3) 令和3年7月豪雨復旧事業	修理費	床・壁紙の張替え、雨漏りの修理、ボイラーの修理 等
	委託費	清掃、消毒 等
	その他	復旧に係る経費 等